

平成27年度

独立行政法人
国立病院機構村山医療センター
看護職員募集要項
(追加募集)

連絡・照会先

独立行政法人国立病院機構
村山医療センター
管理課給与係

〒108-0011 東京都武蔵村山市学園2-37-1

TEL:042-561-1221 FAX:042-564-2210

1. 募集職種・人数

看護師 若干名

2. 応募方法

(1) 提出書類 (提出された書類は、一切返却いたしませんので予めご了承願います。)

平成27年3月卒業見込の方	看護師資格を有する方
採用試験受験願書 (別添様式) 看護学校等の卒業見込証明書 ※看護学校2年課程を卒業見込みの方は、 准看護師免許証(写)を添付してください。 看護学校等の成績証明書	採用試験受験願書 (別添様式) 看護師の免許証 (写) 看護学校等の卒業証明書 又は卒業証書 (写)

(2) 提出先

〒208-0011 東京都武蔵村山市学園2-37-1

独立行政法人国立病院機構 村山医療センター

管理課給与係 北野 (きたの)

郵送の場合は、「看護職員採用試験応募書類在中」と朱書きしてください。

(3) 願書受付期間

随時

3. 試験内容

面接試験及び小論文 (800字程度)

4. 試験結果の通知

受験日から概ね1週間後に発送する予定です。

5. 個人情報の取扱いについて

提出いただく受験願書等の個人情報については、以下の目的のために利用させていただきますことがありますので、あらかじめご承知ください。

- (1) 看護職員採用試験実施のため
- (2) 内定通知書の送付のため
- (3) 受験者名簿の作成のため
- (4) 採用予定者名簿の作成のため
- (5) 採用後の人事情報管理のため
- (6) 採用試験実施状況資料作成のため

上記利用目的以外の目的に利用することは一切いたしません。

採用後の給与・勤務時間・休暇等について

1. 給与について

○平成24年4月に採用された看護師の場合（新卒）

看護師	大学卒	Aさんの場合：給与総額（年収） 約 4,760,000円
看護師	短大3卒	Bさんの場合：給与総額（年収） 約 4,692,000円

※勤務実績により支給する手当（超過勤務手当等）もありますので、年収額には差が生じます。

（平成26年4月1日現在）

給与は、独立行政法人国立病院機構職員給与規程により支給されます。

【初任給】 看護師 大学卒 198,300円

看護師 短大3卒 188,900円

看護師 短大2卒 180,500円

※職歴等に基づいて基本給が加算されます。

【昇給】 毎年1回（5,000円～10,000円程度基本給に増額）

【諸手当】（条件に応じて下記の手当を加算）

夜間看護等手当、夜勤手当・・・

二交替夜勤1回につき概ね11,500円

三交替夜勤1回につき概ね 5,500円

専門看護手当・・・（月額 専門看護師 5,000円、認定看護師3,000円支給）

住居手当・・・（借家は月額最高 27,000円支給）

通勤手当・・・（交通機関利用 月額最高55,000円まで全額支給）

地域手当・・・（基本給の10%）

業績手当（ボーナス）・・・（年間基本給等の3.95月分、支給日6/30・12/10）

年度末賞与・・・（医業収支が良好な年度に支給）

扶養手当、時間外勤務手当等

特殊業務手当（下記の病棟に勤務する場合は、月額支給されます。）

せき損病棟：25,000円

その他給与規程に基づき支給されます。

2. 勤務時間

（1）4週155時間勤務（4週8休制） 週38時間45分勤務

（2）他に国民の祝日、年末年始の休日有

※勤務した場合は代休又は休日給を支給

(3) 勤務形態：三交替制勤務、二交替制勤務（病棟によって異なります。）

3. 休暇

(1) 年次休暇（有給）

暦年（1月1日から12月31日までの間）に20日間を限度として付与。

取得しなかった日数は20日を超えない範囲内でその翌年に限り繰り越しが可能。

(2) 病気休暇（有給）

負傷又は疾病の場合（予防接種による発熱を含む。）に与えられる休暇。

1日、1時間又は1分単位で取得可能。

(3) 特別休暇（有給）

1) 結婚休暇

結婚に伴う行事等のため勤務しない場合に与えられる休暇。

結婚の日の5日前から当該結婚の日後1ヶ月を経過する日までの間で5日間。

2) 夏季休暇

夏季における盆等の諸行事等のため勤務しない場合に与えられる休暇。

毎年7月～9月までの間で3日間。

※業務の運営上、病院長が特に必要と認める場合にあっては、6月～10月までの間で3日間。

3) その他（忌引、災害被災時等）

(4) 子育て支援制度について ーあなたのキャリアを生かし続けてください！ー

☆国立病院機構は、育児をしながら働く職員を支援いたします！！

1) 特別休暇（有給）

出産休暇

産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）、産後8週間

保育時間

子が1歳に達するまで、1日2回それぞれ30分以内

配偶者の出産休暇

出産等にかかる入院の日から産後2週間までの間に2日間

男性職員の育児参加のための休暇

配偶者が産前産後期間中で、小学校就学の始期に達するまでの子を男性職員が養育するため勤務しない場合は、配偶者の産前産後期間内において5日間

子の看護休暇

小学校就学の始期に達するまでの子を養育している職員が、その子を看護するため勤務しない場合は、年5日間（小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合は10日間）

2) 介護休暇

職員が要介護者の介護又は通院等の付き添いなど、要介護者の世話をを行うため

勤務しない場合は、年 5 日間（要介護者が 2 人以上の場合は、年 10 日間）

3) 育児休業等

育児休業

男女を問わず、子が 3 歳に達する日まで取得が可能。

共済組合継続加入掛金（保険料）が免除される。

育児短時間勤務

子が小学校就学の始期に達するまで、週 19 時間 25 分～24 時間 35 分の範囲内で、勤務日、勤務時間を選択することが可能。

育児時間

小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため勤務しない場合は、1 日につき 2 時間以内。

※なお、上記の各制度を組み合わせることも可能です。

4) 女性職員（妊産婦）に対する軽減措置等

深夜勤務及び時間外勤務の制限

健康診査及び保健指導のための職務専念義務免除

業務軽減

休息・補食のための職務専念義務免除

通勤緩和

5) その他

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員及び配偶者、子、父母の介護を行う職員について、国立病院機構では以下の措置を講じ、職員が働きやすい環境を整備しています。

早出遅出勤務

1 日の勤務時間を変更することなく、始業時間や就業時間を変更して勤務させる制度

深夜勤務制限

深夜における勤務を制限する制度

超過勤務制限

超過勤務（時間外労働）を月 24 時間以内、かつ年 150 時間以内に制限する制度

4. 卒後研修制度

卒後 1 年～5 年までは、「能力開発プログラム」に沿って、専門職業人としての看護実践能力を向上させる体系的な教育システムで貴方を応援します。

5. 宿舎

あり

6. 院内保育所

なし

7. 医療保険・年金

国家公務員共済組合法に基づく共済組合に加入

8. その他

常勤職員として採用後、本人のキャリアアップ、人材育成及び家庭環境等に配慮して国立病院機構内の各病院へ異動の希望も可能です。